

生駒市教育委員会規則第7号

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市体育施設条例施行規則（平成元年12月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「施設使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければ」を「施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により指定管理者に申請しなければ」に改め、同条第2項中「申請書」を「前項の規定による申請」に、「提出しなければ」を「しなければ」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条第1項を次のように改める。

指定管理者は、体育施設（プールを除く。）の使用を許可したときは、施設予約システムにより施設使用許可書を交付するものとする。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項第1号」を「第1項」に、「施設使用取消申請書（様式第2号）を提出し」を「施設予約システムにより申請し」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項に規定する書面」を「施設使用許可書、入場券又は会員証」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、プールの使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。

(1) プールの個人使用及び当日使用 入場券

(2) 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用 会員証

別表第3を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の生駒市体育施設条例施行規則の規定によりなされた施行日以降の使用に係る申請及び許可は、改正後の生駒市体育施設条例施行規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす。